

引当金 ディスカッション・ポイント

1 . 引当金専門委員会及び委員会の検討状況

IASB が平成 22 年 1 月に公表した IAS 第 37 号再公開草案に対するコメント文案について、1 月及び 2 月の専門委員会、2 月 24 日の委員会で審議を行っている。なお、再公開草案のコメント期限が当初の 4 月 12 日より 5 月 19 日に延長されている¹。

2 . IAS 第 37 号再公開草案に対するコメント

IAS 第 37 号再公開草案は、範囲を測定に限定した公開草案となっており、蓋然性要件の削除や期待値方式への一本化について、再公開草案は改めてコメント募集はしないとしている。しかし、ASBJ の引当金に関する論点整理に対するコメントには反対意見が多くみられたことや、委員会での意見も踏まえ、IAS 第 37 号再公開草案に対するコメント案として、資料 2 のとおりとすることでどうか。なお、コメントの要旨は以下のとおりである。

- ・ 蓋然性要件を削除して期待値による測定のみを要求することに反対する。最頻値による測定と期待値による測定の併用を認める現行の IAS 第 37 号の取扱いを維持する方が適切である。
- ・ 本公開草案の測定目的を支持しない。財務諸表利用者にとって、将来キャッシュ・フローの予測に有用な情報提供をするためには、基準案の対象となる負債の測定は、最終的に債務を決済するために要する流出の見積りの現在価値とすべきである。
- ・ 割引率は、当初測定時の割引率で固定するのが妥当と考える。
- ・ リスク調整については、企業のリスク回避型の選好を前提にすれば、測定において考慮すべきものであることに同意するが、実務的には困難であり、リスク調整が求められるのは当該リスクが特に重要である場合に限ることが現実的な対応と考える。
- ・ 信用リスクの取扱いを明確化すべきである。
- ・ サービスを引き受けることにより履行される義務の測定の提案を支持しない。最終的に債務を決済するために要する流出の見積りを基礎とするべきであり、自社のマージンは含まれないことになる。

以 上

¹ 延長の目的は、IAS 第 37 号を置き換える基準の認識規定を、関係者に理解してもらうための時間を設けることとしている。